HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランスにおける立法過程に関する文献：J. P. ビュフラン氏の解説を中心に
Author(s)	深瀬, 忠一
Citation	北大法学論集, 13(1), 180-189
Issue Date	1962-08
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/27808
Type	bulletin (article)
Note	資料
File Information	13(1)_P180-189.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資料

フランスにおける立法過程に関する文献

――J・P・ビュフラン氏の解説を中心に――

深瀬忠一

一九六一年五月七日に行なわれた比較法学会では、「立法過程の比較法的研究」がテーマとせられ、数カ国に就いて（日本、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、ソヴエトその他）夫々報告された。尤も、立法過程の全体が取扱かわれた訳ではない。立法過程中政府発案の法律の立案過程のみに限定して報告するよう予め指示され、私は、フランスに就いてそれを行なった。報告のレジュメは、比較法研究二三号に掲載されている。

この小稿は、デュヴェルジェ教授が、私の右報告の準備の為の関係文献の質問に対し、その助手ビュフラン氏(Jean-Paul Buffelan)に依託して作らせて下さった文献解題（一九六一年三月）の飜訳・紹介を内容とする。この文献表は、フランスにおける立法過程一般に関する主要な資料・文献を体系的に網羅し、簡単であるが相当うがった註がついている。デュヴェルジェ教授は、私への私信中で、この仕事は「着実（キリク）」で当該研究にとって「最も有益」だろうと書いてこられた。

我国において、この種テーマに関する文献解題がまだ公表されていないことに鑑み、ビュフラン氏の解説を筐底に放置しておくのは惜しいと考え、同氏の承諾をえて、本誌に発表させていただくことにした。比較法研究所載の私の論稿の引用文献と相補なうものとして、参考にしていただければ幸に思う。なお、以下の文章は、大部分飜訳であるが、部分によっては私が意訳或いは省略した部分があることを、お断りしておく。

＊＊

フランスにおける立法過程に関する主要な資料、文献を紹介するが、雑誌所掲の論文は取扱わない。まず最初に、条文及び資料集を扱い、次いで、一般的な文献としての憲法の概説書及び教科書を挙げ、最後に、立法のメカニズムに就いての技術的或いは批判的な、時としては両者を併用した、詳細な叙述をしている文献をみてみよう。

(I) 条文及び資料集

(1) Duguit, L., Monnier, H. et Bonnard R., Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789, 7 e éd. par G. Berlia, Paris, 1952. 政治的法規に関する基本的文献。フランス諸憲法に関する貴重な歴史的註釈が最初についており、歴史科学の方法により条文が蒐集され確定されている資料集である。五〇年間に六つの版が出版された。第七版はジョルジュ・ベルリヤ教授が校閲し、長い間兼案だった改訂・増補(ミヤー・ジュール)がなされたが一九五二年で止っている。

第四共和制末期及び第五共和制に就いては、次を参照して補充のこと。

(2) Duverger, M., Constitutions et documents politiques, 2 éd., Paris, P.U.F., 1960. 特に参照すべきは (イ) 一九五八年一〇月四日憲法（政府予備草案の条文及び憲法諮問委員会提案の修正条文付き）（一一五六―一九九頁）。(ロ) 両院の活動に関する一九五八年一一月一七日オルドナンス（二〇五―二〇八頁）。(ハ) 憲法審査院に関する一九五八年一一月七日オルドナンス（二〇八―二一六頁）。

注意。行政社会学の研究の為には、M・デュヴェルジェのこの編著の第一版（一九五七年）に所収の、第四共和制下に実施されていた政府作業内規 (Règlement intérieur des travaux du gouvernement) に注目すべきだろう。この資料は、本来内部的なものだったが、真違って公表された。今日では、新らしい規則に変更されているが、今度は、収録されなかった。

以上に引用した基本的条文集は、両議院の規則を取扱った次の文献によって補完さるべきだ。

(3) Bonnard, R., Les règlements des Assemblées législatives de la France depuis 1789, Paris, Sirey, 1926, 565. p. 相継起した議院の規則の立案に関する歴史的な註釈がついている。一七八九年から一九二六年に至る規則及び修正のデクレの条文を集む。註解なしの集収で古い。其後多くの修正があった。

(4) Moreau, F. et Delpech, J., Le règlement des Assemblées, législatives, Edition et traduction avec une préface par Ch. Benoit, Paris, 1906 et 1907, 2 vols., 679 p. et 783 p. 二〇世

紀初頭の諸大国（フランスは第二巻）の憲法、法律及び規則の条文を比較法的に蒐収。註解も、具体的事例もない。但し、パリ選出議員 Ch. ブノワの、立法方法に関する興味深い序文あり。

(5) Ruzié, D., Le nouveau règlement de l'Assemblée nationale, Rev. du Droit public (以下 R.D.P. と略), no. 5. 抜刷が、一九五九年に出ている (L.G.D.J. より)。附録として、国民議会規則がついている。

(6) Roche, J., Le Sénat de la République dans la Constitution de 1958, R.D.P., 1959 no. 6. 右と同書店より抜刷が出ている。附録1には参議院議員の議席の要約図、附録2には、参議院規則がついている。

(II) 憲法の一般的文献

(7) Duguit, L., Traité de droit constitutionnel, 2 éd. 1921-1925, Paris, 5 vols., 3 éd., 1927-1928 (ts. 1 et 2). 第二巻（一四〇頁以下）の、立法作用及び実質的意義の法律、参照。第四巻では、一八七五年憲法下の法律及び立法過程の形成に関する研究（二九六頁以下）。簡単な歴史的註釈及びイギリス法との比較。政府発案（三〇五頁以下）、議員発案（三一二頁）、議決（三五六頁以下）、両審議の請求（六五三頁）、デクレ・ロワ及び法律的規則（七四七頁）。

(8) Hauriou, M., Précis de droit constitutionnel, 2 éd., Paris, 1929, VII-742 p. 第二章、審議権力参照。委員会（五六四―五六九頁）、立法過程（五七二―五七九頁）。極めて明晰なレジュメであるが、無味乾燥で短かい。問題に就いての概要を手早やに知るに恰好。但し、一八七五年の制度だから、現代版に改める要あり。

(9) Carré de Malberg, R., Contribution à la théorie générale de l'Etat, spécialement d'après les données fournies par le droit constitutionnel français, vol. 2, Paris, 1920-1922. 第一巻、立法作用、法律の定義及び法律の裁可・公布（九五号―一五三号）。なお今日若干のアクチュアリティをとり戻している政令制定権の理論に関与する展開参照（一八一号―二〇八号）。

(10) Esmein, A., Eléments de droit constitutionnel français et comparé, 8 éd., rev. Par Nézard, 1928, 2 vols. 法律の作成（第六版の九七三―九九〇頁）参照。国務院の役割に関するノート（九七七頁註3）。議院制の興味深く活々した歴史、但し一昔のもの。

(11) Barthélemy, J., et Duez, P., Traité de droit constitutionnel, 2 éd., 1933. 法律の立案（七二九―七四七頁）。割に短かくまた法律的視点よりした説明。尤も、旧議員であった J・バルテルミーの筆跡が感ぜられる。

(12) Laferrière, J., Manuel de droit constitutionnel, 2 éd., 1947. 立法過程に関する、理論的ではあるが完全かつ体系的な敍

述（一〇〇二―一〇〇一三頁）。

(13) Vedel, G., Manuel élémentaire de droit constitutionnel, Paris, Sirey, 1949. 第四共和制下の立法過程（四八〇―五〇三頁）。本質的には法律的観点からする、極めて明晰な説明。

(14) Duverger, M., Droit constitutionnel et Institutions politiques, 1955; Institutions politiques et droit constitutionnel, Paris, P.U.F. 5 éd., 1960. 第三版は（一九五八年四月）、第四共和制の制度の最後の状態を扱う。議会の委員会（四九二―四九四頁）、議会の立法権（四九九―五〇九頁）、デクレ・ロワ（五三八頁）、経済評議会の諮問的役割（五五一頁）、法律の合憲性（五五三―五五八頁）。第五版は、第五共和制の制度を詳細に叙述。新共和制については、La Cinquième République という表題で別刷されている。

(15) Prélot, M., Institutions politiques et droit constitutionnel, Paris, Dalloz, 1957. 法律学の教授であり、元国民議会議員、現参議院議員である筆者が、議会の立法的諸権能に就いて書く。法律の観念、法律に留保された事項、政令制定権の立法の範囲、法律の発案、修正権、委員会における法律の審理、意見、公開審議、共和国評議会の意見、最終的採択、憲法法律、恩赦法（四一四―四二八頁）。

(16) Prélot, M., Droit parlementaire français, Paris, Cours de Droit, 1957. 立法過程に関する最も活々したまた最も具体的な叙述。政治学及び議院法の専門家であり、第五共和制の参議院に選出される以前には、国民議会の憲法律委員会を司会した元議長たる著者が、活きた資料に基づいて書く。

(17) Burdeau, G., Traité de science politique, 7 ts., Paris, L.G.D.J., 1949-1957. このカテゴリーに関する基本的文献。第七巻、統治者的デモクラシー、その統治機構（一九五七年）参照。この問題についての理論的及び方法論的反省（三七六―四〇〇頁）、議院の審議過程の不適格な現況（三五九―三六一頁）、及び政府の立法の重要性の増大に就いて（四一五―四三六頁）参照。法律の立案が政治学の視角から取扱われている。参考文献多数が頁の下の註に引用されている。

(18) Burdeau, G., Droit constitutionnel et Institutions politiques, 8 éd., Paris, L.G.D.J., 1957. 学部及び博士過程の学生用の概説書。この中で、著者は、政治及び法哲学の偉大な伝統を革新したともいうべき彼の壮大な政治学教程（(17)に引用）の諸理論を読者に解り易く説明している。参照、構成法律（五四―五五頁）、法律の合憲性の審査（八一―九七頁）、政府の立法権（四六―九頁）。叙述は意識して概括的であり、形式的な観点からのみなされている。

(19) Chatelain, J., La nouvelle Constitution et le régime politique de la France, Paris, Berger-Levrault, Duverger, 1959. 立法過程に就いては一二頁があてられている（一〇一―一一三頁）。

(20) Duverger, M., La Cinquième République, Paris, P.U.F., 1959, 2 éd., 1960. 第五共和制の政治制度及びそれを動かす諸勢力に関して出版された最初の完結的な分析書であるが、一般向であると同時に学生向のものである。立法権に関する相異なるフランス的概念の批判的検討（一二三―一二八頁）、通常の立法過程（一二八―一三一頁）、財政事案に就いて（一三一―一三五頁）、憲法改正事案に就いて（一三五―一四〇頁）。議会のその他の権能（一四〇―一四七頁）。註釈づきの文献録参照（一一二頁）。この著書は Institutions politiques et Droit constitutionnel の第五版（(15)に引用）のフランスに関する部分と内容は同じ。

(III) 議会に関する専門的文献

第三共和制の議会は、その年期（アンシエンネテ）の古いこと、また両院の議事に参加した輝かしい人々によって生み出された名声と、立法過程の必要上条文の欠缺を補完した慣行とによって、今日なお偉大な模範（グラン・アグザンプル）として留まり、第五共和制の議員達はそれに倣うことを要求している。

同様に、この議会は占領下の四カ年間の議会の閉鎖の後、一九四六年の制憲議員によって、国民議会の作業を規整するための範ともされたのである。制憲議員の多数は戦前に、代議院又は参議院に議席を有していたので、彼らの経験と彼らのなじんだ議会の習慣とを新選出の議員達に伝えた。

だから先ず、第三共和制下の議会と立法機構を扱った文献を参照する必要があろう。次いで、一九四六年一〇月二七日憲法の下での議会の技術に関する研究をみよう。一九五八年の第五共和制の出現によって、新議会は政治の舞台の上で相当影がうすくなった。立法の領域に於いて、議会の役割は制約され限定された。事項にしたがって、法律は「法規（レーグル）を規定し」或いは「基本的原則を決定」する。その区別を正確につけることはむづかしい。両院の上にあって、憲法審査院（コンセイユ・コンスティチュシオネル）が検閲（サンスール）者の役割を演ずる。なお、議会は、新制度の活動開始後の数カ月間制度をゆすぶった重大な政治的障碍に直面して、憲法第三八条に依り、政府に対しオルドナンスの形式により立法的施策を一時採ることの授権を行なった。

第五共和制の両議院において実施されている立法過程に関する単行文献はまだない。以下では、一般的文献の中から、この問題について欠くことのできない指摘をしているものを挙げることにする。

(A) 第三共和制下の立法過程

(21) Tarbouriech, E., Du Conseil d'Etat comme organe législatif, Paris, 1894, (Extrait de R.D.P., 1894). 通常の法律に就いても、大法典の改正に就いても、国務院が組織的（システマティク）に意見を与

うべきことを主張した研究。立法作業の再組織の案を提起。

(22) Michon, L., L'initiative parlementaire et la réforme du travail législatif, Paris, 1898, IV-348 p. 全身分会議以来一八七一年に至る立法発案の長い歴史(一―一六一頁)。一八七五年の制度下の発案に就いて、起源、特色、その濫用に対する批判(一六二―二三〇頁)。諸外国の慣行、立法事務局及び国務院の必要的介入による制限的改革案。

(23) Cahen, G., La loi et le règlement (Le gouvernement législateur), Paris, 1903, XII-431 p. Bibliographie. 国家の理論、法律に関する重要な諸学説、行政行為及び規則、規則と法律(立法の委任)、規則の形式、それらの直接的及び間接的統制。

(24) Pierre, E., Traité de droit politique, électoral et parlementaire, 4 éd., Paris, 1914, XVI-1433 p., 5 éd., 1924 1 vol., supplément. とても古びたものだが、基本的文献。憲法法律に就いて(八―四七号)、立法過程に就いて(四八―八一号)、国務院の立法的役割に就いて(八二―八六号)、法律の修正及び解釈に就いて(八七―九〇号)。政治的議院の内部手続(法律の発案、修正、委員会、討議、投票)が、非常に詳細に、第六篇(六八三―一〇五八号)で取扱われている。

批評。無尽蔵の豊富さをもつ厖大な先例が蒐収されているが、著者は、代議院の議長事務局長であり、平均的公務員の見識を出ずず、批判を試みもしなければ、綜合の努力もしていない。

(25) Barthélemy, J., Le problème de la compétence dans la démocratie, Paris, 1918, 266 p. (Cours professé à l'Ecole des Hautes Etudes Sociales, 1916-1917). 一九一九年代議院に選出される前の筆者により書かれた書物。第二章「立法者達の能力」では、立法者の素人芸の批判をなす。彼が結論として提案する改革は、エリートが議会に進出すること、及び技術と政治との協力を容易ならしめることにある(五二―一一九頁)。非常に具体的である。著者が、代議院議員としての経験の後、一九三四年に出版したEssai sur le travail parlementaire(後述)と照合すると、面白い。

(26) Lefas, A., La réforme des méthodes de travail parlementaire, Paris, 1931 (Extrait de la Rev. des sciences politiques, 1929-1930-1931). I 議院の作業の組織に関する規則の法源。II 両院の運営。III 両院間の協力関係。正確、詳細、法律的及び技術的観点よりするもの。

(27) Barthélemy, J., Essai sur le travail parlementaire et le système des commissions, Paris, 1934, 376 p. やきに引用したE・ピェールの著作の欠くことのできない補完書。非常に活々しており、その絵画的で映像のはっきりした細部によって屢々面白がらせる研究。著者は、法律学教授、一九一九年から一九二八

年迄代議院議員、一九二六年の議院規則大改正にあたり報告者であり、彼個人のじかの情報をもっていた。立法事業における委員会の役割りについての（一七七―三一七頁）、彼自身の多くの経験例を引いた敍述は、興味深い。

(28) Lefas, A., Les sources du droit parlementaire français, Paris, 1935, 9 p. (Extrait de la Rev. des Sciences Politiques, 1935, p. 140–148). 右に引用したバルテルミーの著者に無条件の讃辞を呈した、単なる文献批評。

(29) Cannac, H., Eléments de procédure législative en droit parlementaire français, Paris, 1939, IV–117 p. 参議院の司法委員会書記、今日では司法官である著者が、立法問題に関する議院の慣習について優れた描写をしている。非常に明快、終戦前夜の第三共和制下の立法過程に関する最良の著作である。

(B)　一九四〇年から一九四六年迄の立法過程

一九四〇年から一九四四年迄のフランスは、ドイツ軍によって最初は一部分を、次いで全体を占領された。議院は無期限に(sine die)休会される。立法権は国首によって「新議会の設立される迄」行使される。議会は遂に陽の目を見ない。

ロンドンに於いては、立法的性質をもつ条文は、国民委員会（コミテ・ナシオナル）で審議され、委員会議長、自由フランス人（次いで抗戦フランス）の首長、ド・ゴールによって署名され、公布され、最後に国民委員（コミテ・ナシオナル）により副署された。それらはオルドナンスと名付けられた（一九五八年憲法に於いて議会の授権後政府によって制定されるデクレ・ロワを指すために再びこの述語が現われる）。

アルジェにあっては、立法権は、それをオルドナンスにより行使した国民解放フランス委員会に属したが、委員会議長、ド・ゴール将軍の一種の拒否権に服した。

一九四四年から一九四五年迄、ドイツ人の圧制から解放されたフランスに於いて、フランス共和国仮政府による立法は、大臣会議で採択され、政府の首長ド・ゴール将軍により署名され、関連大臣によって副署されたオルドナンスの方式によりなされた。

第一制憲議会の選出の一九四五年一一月二日以後は、立法権は議会の掌中に移った。法律の発案権は、競合的に議会議員及び政府に帰属した。後者が法律を公布する。財政事案に就いては、議会は予算を議決したが、支出の発案権はもたなかった。

憲法第一案は人民により否決されたが、第四共和制憲法は結局レフェレンダムでわずかな多数をもって承認され、一九四六年一〇月二七日に公布された。

(C) 第四共和制下における立法過程

(30) Figère, M., La pratique actuelle en matière de procédure budgétaire. Mode de présentation et procédure de discussion des documents budgétaires. Uzès, Péladan, 1951, 373 p. 財政事案に対する特殊な立法手続に関する博士論文。第三及び第四共和制の手続の差異（一四九・七一頁）。議院の手続に就いて（一七一・三二七頁）。

(31) Rossillion, C., Le régime législatif de la France d'outre-mer, Paris, éd. de l'Union française, 1953, 205 p. フランス植民地の独立に伴って、殆んど全面的に歴史的関心の対象でしかなくなった研究であるが、少なくとも海外諸県について、手続の進化をあとずける為に利用しうる。

(32) Lidderdale, D.W.S., Le Parlement français, préface d'Emile Blamont, Paris, Colin, 1954, XX-295 p. (Cahiers de la Fondation Nationale des sciences politiques, no. 54). 極めて明快、同時期出版の憲法教科書よりやや詳しい。

(33) Goguel, F., et autres, Le travail parlementaire en France et à l'étranger, Paris, P.U.F., 1955 (articles publiés dans la Rev. française de science politique, 1954 no. 4). この問題に関する最良の研究である興味深い論稿、Galichon, G., Aspects de la procédure législative en France 参照。執筆当時政府事務総局に派遣されていた国務院審理官によって書かれ、作業方法と議院の慣行を描写している。学理的側面は一応除外しつつ、筆者は改革を提案し、改良方法を示唆している。この研究は、一九五八年憲法以来、現行法には合わなくなったが、大幅に利用することが可能である。文献の引証はない。

(34) Campion et Lidderdale, D.W.S., La procédure parlementaire en Europe, Etude comparée, Paris, Colin, 1955, XX-252 p. (Cahiers de la F.N.S.P., no. 73). フランスにおける立法過程の法律的側面が扱われている（一一一・二六三頁）。条文に基づくもので、有効に行なわれている実際からは遠い。

(35) George, H., Le droit d'initiative parlementaire en matière financière depuis la constitution de 1946, Bordeaux, Delmas, 1956, 257 p. (Thèse de doctorat, Paris, 1955). 基本設定法による議員発案の制限及び議院の規則による制約が、議会の財政的役割を削減し、単なる課税同意権たらしめている。明快かつ完結的。

(36) Muselier, F., Regards neufs sur le Parlement, Paris, Ed. du Seuil, 1956, 192 p. bibliographie commentée. 法律案の転変と法律の議決の態様に関する、具体的な例を伴った、活々として面白い写実（六三一頁）。憲法の概説及び教科書を丁度うまく補なう。印象的な挿画や写真多数。

(37) Meynaud, J., Les groupes de pression en France, Paris, Colin, 1958, 372 p. (Cahiers de la F.N.S.P., no. 95). Bibliographie この著作は、次の二著と同様に、議会に対する圧力団体の影響を扱かい（一九一―一九九頁）、この問題について殆んど研究されていない側面を指摘。

(38) Lalumière, P., L'inspection des finances, préface de M. Duverger, Paris, P.U.F., 1959, VIII-228 p., bibliographie. 最後から二つ目の章、立法活動に対する視察の参加（二〇〇―二一〇頁）参照。但し、社会心理学的側面に強調点がおかれているので、この文献録が考えている目的に利用する為には若干の留保が要る。

(39) Duverger, M., Introduction à l'étude des stratégies politiques, Paris, Cours de Droit, 1959, 119 p. 立法過程に対する諸種の圧力団体の影響に関する方法論的な一べつ（七〇―七二頁）。

(40) Blamont, E., Les techniques parlementaires, Paris, P.U.F., 1958, 128 p. (Que sais-je? no. 786). 外国の立法過程と比較したフランスの立法過程の手頃な要約。著者は、国民議会事務局長だから、此上なく適任者である。なお技術的な観点が学理的理論を圧倒している。第四共和制末期当時の問題を知るのに有益。

(D) 第五共和制下の立法過程

この問題に関する単行文献はまだない。

(41) Blamont, E., Le parlement dans la constitution de 1958, dans "Juris-classeur de droit administratif" t. 1, fascicule 102, 35 p. この事項に関して出版された唯一の専門的論稿である。議会の役割の全体を扱っているが、法律の作成に関する部分は当然限られたものになっている。

なおビルドーの前掲一九六〇年版(18)によって補なうことができる。

(42) Duverger, M., Institutions politiques et Droit constitutionnel, 5 éd., Paris, P.U.F., 1960. 著者は一九五五年の教科書(14)を完全に改訂した。ページ付けが変った。議会の立法権（六一三―六二一頁）財政事案に対する権能（六二一―六三七頁）参照。議会に関する註釈付きの文献録は改訂・補充された（四九一頁）。なお、La Cinquième République, 1960 に就いては、前掲(20)をみよ。

その他、(II)に掲げた一九五八年以降の文献参照。

(43) Borella, F., Le gouvernement des Français, Paris, Ed. de l'Epi, 1960, 336 p. 巧妙な通俗化の試みの一つ。議会及びその他の評議会の権能について（一〇八―一一四頁）参照。現行立法過程を、非常にきびきびした親しみ易い筆致で、手早く描写しており、法律的すぎる難解語は一切、意識的に避けている。

了解をえて、本誌に発表させていただく次第である。

＊＊

以上が、ビュフラン氏の文献解説の紹介である。

小稿を終えるにあたり、一言つけ加えておきたいのは、フランスに於いては、アメリカの立法学の様な、独立した固有かつ綜合的な研究分野及びその成果が、まだないことである。ヴデル教授が私宛一九六〇年一二月に下さった手紙によれば、この主題の全体について研究した文献は、概説的なものでさえ、フランスには存在しないとのことであり、同教授のもとで、或アメリカ人のドクター・コースの学生が、この問題に関するテーズを作りはじめたばかりだそうである。そして、資料の完全を期する為には、アンケートやインタービューの方法によるほかはないという。

したがって、フランスの立法過程を現在我々が研究しても、資料的には不充分であり、理論的には熟しえない欠陥を免れえないだろう。結局、アンケートの方法を可能なかぎり活用するとともに、憲法・行政法・政治学の文献・論文や議事録等をひろく漁り、関連する敍述を綜合して、問題を整理してゆくほかはないようである。

小稿を脱稿後、ビュフラン氏の解題が殆んどそのまま、Revue du droit public, 1961, no. 4 に掲載されたことを知った。しかし、邦語の紹介はなお有用性を失なわないと考え、右出版社の